

(関連分野)

介護・子育て・医療

(事業の名称)

フレキシブル支援センター

(関係省庁名)

内閣府、厚生労働省

事業の概要

(事業主体)

- ・設置主体は市町村。

- ・運営は、地元のNPO法人、社会福祉法人、民間企業等の法人又は法人以外の団体等であつて委託事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものに委託して行う。
- ・委託先としては、地域とのネットワークの下で地域ニーズに応えた柔軟な支援活動を行っているか、あるいは、こうした事業展開が可能であると見込まれるところとする。
- ・新規だけでなく、既存の事業や施設に対象者の拡大を行う形も可。

(事業内容)

- ・地元のニーズに対応した、日中を中心とした預かり・見守り・介護サービスを提供。夜間預かり、宿泊等のオプションも可。児童・障害者・高齢者等の専門カテゴリーに特化せず、多世代交流型の利用形態(別紙1、2参照)。ただし、例えば、児童を中心とした「児童型」なども可。
- ・地元のハローワーク、介護福祉施設、専門職養成校(又は社会福祉協議会。以下同じ)、地域活動組織等のうち地域において適切と認められる機関と連携体制を組み、離職者、雇止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。
 - 研修期間は、1人につき1年～2年程度。研修期間終了後、引き続き雇用を継続することも可。
- カリキュラムは、各センターが、適宜連携専門職養成校の協力を得て作成。介護福祉士、ホームヘルパー等の資格取得に役に立つ内容とすることが望ましい。
- ・地域交流(地域住民が自由に交流)
- ・農業や特産品販売など、地域特性に応じた収益につながる事業(地域での職場づくり)を行うことも可。

(設備・人員等の基準)

- ・原則として、市町村の自由設計。ただし、

- (1) 建築基準法、消防法、旅館業法等の適用に留意する。
- (2) 職員について、①事業や研修を管理するコーディネーター(他事業所との兼務可)及び利用形態に応じて必要があれば、利用者の支援を行う生活支援員(他事業所との兼務可)を置く。②職員のうち、5～10名程度(目安であり、利用者数が少ない場合はこれより少ない数でも可)は雇用下での研修の対象者とし、ハローワークと連携し、離職者、雇止めされた派遣労働者等ができる限り優先的に採用する。

(利用者の規模)

- ・市町村の自由設計。目安としては、1日当たりの平均利用者数は、地域の利用者を中心に、数人から20人程度（これ以上でも可）。

(利用料)

- ・原則として、市町村の自由設計。ただし、少なくとも、食費や創作活動の材料費等の実費相当分は、利用者の負担とする。

(委託費水準)

- ・適切な運営が安定的にできる水準を確保する。こうした観点から、年間の定額払いとすることも可。

- ・想定する利用形態次第であるが、一例としては、

◆ 市町村→センター

利用者1人7,000円×25日×12月=210万円を参考に、1日10人程度の利用を予想するのであれば年間2,100万円程度、20人程度を想定するのであれば、年間4,200万円程度

◆ 市町村→センター→連携介護福祉施設、連携専門職養成校

1センター当たり、センター経由で年間総額500万円程度

- ・また、既存の事業や施設と併設した例として、別紙3～5のような事業イメージも参考となる。

(関係者の役割)

- ・市町村：実施主体（施設や設備の整備、運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など

- ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など

- ・国：事業運営全般やカリキュラム作成等に関する相談・助言、専門職養成校等への協力要請など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
制度改正：特になし

(期待される効果)
定性的効果

- ① フレキシブルな支援：日中のお世話や預かりサービスが必要な人は誰でも受け入れ（「縦割り」を超え、サービスの隙間がない）。
- ② 離職者等の現場訓練（OJT）の場：センターや連携介護福祉施設、連携専門職養成校での訓練を通じ、介護・福祉分野への就職・キャリアアップを支援する場とする。
- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元で柔軟な地域支援活動を展開するNP
O法人や社会福祉法人、民間企業等に運営委託。

(先行事例)

- ① 北海道・コミュニティハウス構想（北海道庁が道州制特区で要望中。対象者を限定しない、必要な人が誰でも使えるハウス。釧路市「コミュニティハウス冬月荘」の試行）

② 富山・宅老所「このゆびとーまれ」(高齢者だけでなく、子どもや障害者も一緒に
お世話をしている)

(期間後の取扱い)

平成24年度以降は、規制緩和措置の検討と併せ、介護保険制度などの既存制度、事業
に切り替える。なお、センターそのものを制度化することも検討する。

(関係省庁担当者連絡先)

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官 課長補佐 唐木

電話番号：03-3581-0503 (直通) 45357 (内線) / ファックス：03-3581-0887

厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 室長補佐 山田

電話番号：03-3595-2159 (直通) 7706 (内線) / ファックス：03-3595-2158

(関連分野)
介護・子育て・医療

(事業の名称)
保育所雇用促進事業

(関係省庁名)
厚生労働省

事業の概要

- ・ 離職者等の応募者に、保育所において補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を用意。
- ・ 保育士資格取得後は、急速に需要が増えている保育分野で活躍してもらうもの。(資格取得により、安定雇用が期待できる。)
- ※ 実施機関 (市町村、都道府県又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人) が、資格取得を希望する者 (応募者) と受入保育所の情報管理、受入保育所に対する助成 (= 給与費となる) や、養成校に対する助成 (= 学費となる) の支給を担当。

《1 試験受験コース》

- (メリット…費用が少ない、デメリット…資格取得が確実でない)
- ① 離職者等の応募者が、認可保育所において、保育士の指導の下、補助業務に従事。
※保育士試験受験に向けた勉強時間を取るため、パートタイムでの雇用が望ましいか。
 - ② 認可保育所より、給料支給。
※認可保育所に対しては、実施機関が給料相当額の一部を助成。
 - ③ 保育士試験受験資格に必要な実務経験期間 (※) を得次第、保育士試験受験。
※受験資格に必要な実務経験期間は、高卒の場合2年間、短大卒以上の場合は不要。
 - ④ 保育士資格取得した場合には、当該認可保育所又は他の保育所へ就職。
※又は、他の子育て支援サービスに従事することも考えられる。

《2 養成校コース》

- (メリット…養成校を卒業できれば確実な資格取得 デメリット…費用がかかる)
- ① 離職者等の応募者が、保育所 (認可外保育施設でも可) において、保育士の指導の下、補助業務に従事。
 - ② 保育所より、給料支給。
 - ③ 同時に、昼間に養成校 (2年課程) へ通学 (夕方から保育所の補助業務に従事)。
※又は、夜間の保育士養成校 (3年課程) へ通学、又は、通信教育課程を受講することも考えられる。
※実施機関からの補助や、奨学金により学費をカバー。
 - ④ 養成校卒業により、保育士資格取得。当該保育所又は他の保育所へ就職。

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)

特になし

(期待される効果)

定性的効果:

<ul style="list-style-type: none">・ 離職者等にとって、収入を得ながら保育士資格を取得する機会を得られ、将来の安定雇用への移行も期待できる。・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保難により保育所の増設が難しくなっている事情を解決し、待機児童の解消に資する。・ 保育所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自園の保育士確保に資する。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 保育課 係長 河合篤史 電話番号：03-3595-2542 / ファックス：03-3595-2674

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 地域における多様な子育て支援促進事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容)</p>
<p>○ 地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する。</p> <p><事業内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設までの送迎を行う。 ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。 ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。 ・ 冠婚葬祭や他の子どもが学校行事の際、子どもを預かる。 ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。 ・ 病児・病後児の預かり ・ 急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり <p>※ 同一の事業について、次世代育支援対策交付金（ソフト交付金）、「病児・緊急対応強化モデル事業」、「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」による助成を受けている場合は、当該事業については対象としない。</p> <p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(利用者の規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(利用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計 <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）など ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 地域の労働者の仕事と子育ての両立：労働者が子育てをしながら、働き続けることができる。
- ② 多様な子育てニーズへの対応：集団保育などになじまない病児・病後児の預かり等地域の多様な子育てニーズに対応できる。
- ③ 離職者等の現場訓練(OJT)：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアップを支援する場とする。
- ④ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のNPO法人、民間企業団体等に運営委託。

(先行事例)

ファミリー・サポート・センター事業

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 障害者地域就労促進事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p>
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模作業所や就労支援事業所において、離職者、雇止めされた派遣労働者等のうち各方面で技術等を身につけた者を雇用し、障害者への技術指導や、商品の品質向上を行った場合に、助成を行う。 ・小規模作業所や就労支援事業所において、その商品販売促進を目的とした「促進員」を雇用し、製品の販売促進、市場開拓などの活動を展開した場合に、助成を行う。 <p>(関係者との役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県:
<ul style="list-style-type: none"> ① 実施主体 (委託先の募集・選定) ② 雇用する事業者に対する都道府県基金からの助成、法定事業所移行に当たっての助言その他全般的な助言、連携体制への構築など <p>・ 市町村:</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施主体 (委託先の募集・選定) ② 必要な相談・助言、地域住民への啓発など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言、障害施設団体等への協力要請など <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の事業所による共同実施も可。 ・ 法定事業への移行を目指す小規模作業所を優先的にすることも可。 <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定性的効果: ① 地域共生の実現：これまで、障害者に関わりのなかった者が新たに関わることで障害の理解、ひいては地域共生に寄与する ② 技術を持った離職者等が能力を発揮する場を提供することができる ③ 障害者の自立支援の促進：技術を身につけた者のノウハウにより、小規模作業所や就労支援施設等における工賃の向上を図ることで障害者の自立に寄与する
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援興奮室 係長 大城正志
障害福祉課 係長 伊藤幸司
電話番号：03-3595-2097 (直通) / ファックス：03-3503-1237
03-3595-2528 (直通) / ファックス：03-3591-8914

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 医師事務作業補助者設置支援事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容) 救急医療を担う病院における勤務医の過重な業務負担を軽減するために、書類記載、オーダーリングシステムへの入力などを行う医師事務作業補助者の設置・充実に資することを目的として、医師事務作業補助者の賃金に対する補助を行う。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： 医師の過重な業務負担の軽減
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省医政局医事課 課長補佐 水谷義彦 / 主査 片居木伸幸 電話番号：03-3595-2196 / ファックス：03-3591-9072

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 病院内児童保育運営事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容) 看護職員・女性医師をはじめとする医療従事者の育児と勤務の両立を支援するため、医療機関において、病院内で小学生以上の病院職員の子を預かる者を雇用する事業 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： 子供を持つ看護職員等が働きやすい環境の整備を促進し、離職防止・復職支援の拡充を図るとともに、新たに病院職員の子を預かる者の雇用の場を創出する。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省医政局看護課 課長補佐 廣田正実 / 係長 吉浪誠治 電話番号：03-3595-1206 / ファックス：03-3591-9073

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 医療機関における院内ガイド業務や小児患者の余暇活動支援業務等の充実により医療サービス・患者サービスの向上を図る事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容) 医療機関において、院内ガイド業務（外来患者等に対する院内の誘導等）、小児患者の余暇活動支援業務（小児の入院患者についてプレイルームで本を読んだり遊んだり遊び相手等）等を行う人員を雇い入れ、医療サービス・患者サービスの向上を図る事業。 ※委託可能な業務については、委託先の企業が雇用する場合も含む。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： 院内ガイド業務や小児患者の余暇活動等に携わる者を増やすことで、医療従事者が本来の業務に専念し、医療サービスの質の向上が期待されるところともに、患者サービスを充実することで、患者が安心して気持ち良く医療を受けられるようになることが期待される。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省医政局指導課 課長補佐 高宮裕介 / 係員 丸茂友里子 電話番号：03-3595-2194 / ファックス：03-3503-8562</p>

(関連分野)	介護・子育て・医療
(事業の名称)	往診や訪問看護を行う医師・看護師等の移送サービス事業
(関係省庁名)	厚生労働省
事業の概要	
(事業内容)	<p>医師や看護師の業務負担を軽減し、患者サービスの質の向上を図るため、往診や訪問看護を行う医師や看護師を移送するための運転手として、医療機関等が失業者、離職者等を雇用する場合について、給与補填に係る交付金を支給する。</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
(期待される効果)	定性的効果：医師、看護師の業務負担の軽減、患者サービスの質の向上
(先行事例)	特になし
(期間後の取扱い)	
(関係省庁担当者連絡先)	厚生労働省医政局総務課 課長補佐 西川隆久／係長 高島章好 電話番号：03-3595-2189 / ファックス：03-3501-2048

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 特定健診・特定保健指導実施率向上事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 保険者が現在就業していない者を雇用し、下記に掲げる活動に従事させた場合、被用者保険の保険者に助成を行うことにより、特定健診・特定保健指導の実施率向上を図る。 (事業内容) ・ 事業主から受領した事業主健診結果データの電子化 ・ その他(受診対象者に対する受診勧奨、特定健診受診券・保健指導利用券の発送(ハガキ送付)、現状の実施状況の点検・情報収集、地域の実情に応じた普及・啓発活動など) (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：① 特定健診・特定保健指導の実施率向上 ② ①を通じたメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少 ③ ②を通じた生活習慣病患者の減少による医療費の適正化</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室 室長補佐 横山玄 係長 岡野和薫 電話番号：03-3595-2164 / ファックス：03-3504-1210、</p>

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) ICTを活用した児童の安全見守り
(関係省庁名) 総務省
事業の概要
(内容) <ul style="list-style-type: none">・ ICTタグ（電子タグ）を児童に配布するとともに、校門をはじめ、町の要所にICTタグリーダー（読み取り機）を設置・ 地域の学校、警察、民間ボランティア等が連携して、見守りシステム（ICTタグリーダーの情報をリアルタイムで反映するデータベースHP）を活用して、通学児童の見守り（移動情報の記録、閲覧など）を実施
(事業規模) <ul style="list-style-type: none">・ 関係者間のネットワーク化、ICTタグの設置、児童の見守り情報（位置情報等）サイト（HP）の構築、管理・運営などを含め、数千万円～1億円程度 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： 地域の関係者が協力して、児童見守りを行うことにより、地域の安心・安全の確保を実現
(先行事例) 岡山県倉敷市：ユビキタスネット技術を用いた子どもの安全確保システム (総務省実証実験)
(期間後の取扱い) 平成24年度以降も、知見・ノウハウの提供等により自律的な事業継続を支援する予定。
(関係省庁担当者連絡先) 総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人/係長 栗原 渉 電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) ICTを活用した高齢者の安心・安全の確保</p>
<p>(関係省庁名) 総務省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の独居高齢者をはじめとする要援護者の情報をデータベース化し、地域の関係機関(市役所、警察、医療機関等)、近隣ボランティア等が連携して、それぞれが訪問などで得た要援護者の最新データを情報共有し、効果的かつきめ細やかな支援を実施する 上記データベースの運営は、福祉センター(仮称・新設)において実施 <p>(事業規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者間のネットワーク化、福祉センター設置、高齢者のデータベース(HP)の構築、管理・運営などを含め、数千万円～1億円程度 <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果： 地域ぐるみのみめ細やかな支援によって、安心安全な地域生活の実現、社会保障費の抑制が期待</p> <p>(先行事例) 高知県津野町：見守り・助け合い支援システム (総務省・地域ICT利活用モデル構築事業による委託事業) 【参考】http://www.town.kochi-tsunno.lg.jp/info.html</p> <p>(期間後の取扱い) 平成24年度以降も、知見・ノウハウの提供等により自律的な事業継続を支援する予定。</p> <p>(関係省庁担当者連絡先) 総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人 / 係長 栗原 渉 電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759</p>

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 高齢者等の総合支援コールセンター</p>
<p>(関係省庁名) 総務省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等のためのコールセンター（高機能コールセンター）の整備と多機能テレビ電話の設置。コールセンターにおいて関係者（医師、栄養士、警察など）への連絡等を実施し、高齢者の日常生活の支援（見守り、健康管理、在宅介護支援）を行い、高齢者等の生活の質の向上を実現する。 ・また、高齢者は自宅において、既存の食事や日用品などテレビ電話からメニューを選択・注文することができ、これをコールセンターが取り次いで宅配までの手配を行うことも可能。さらに、コールセンターでは、高齢者とこれと離れて暮らす家族とのテレビ電話の取り次ぎも行い、家族の対話・双方向コミュニケーションの充実も支援する。 <p>(整備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存もしくは新設するコールセンターに多機能テレビ電話端末を整備する必要 <p>(利用者の規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの設置規模と利用者の規模のバランスに留意 <p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター業務、日常生活支援サービス業務、在宅介護支援・在宅医療支援、多機能テレビ電話の高齢者宅への設置などを含め概ね数千円程度。 <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①コールセンターの設置により、高齢者と各高齢者支援活動のマッチングを実現 ②独居高齢者などの安心・安全の確保や日常生活の利便の向上を実現 <p>(先行事例) 島根県奥出雲町：高齢者等の安心・安全サポート事業 (総務省・地域ICT利活用モデル構築事業による委託事業)</p> <p>【参考】 http://www.town.okuizumo.shimane.jp/admin/admin010/ict.html</p> <p>(期間後の取扱い)</p> <p>平成24年度以降も、各関係者との調整や知見・ノウハウの提供等により、自律的な運営が行えるよう、支援する予定。採算性があるようであれば、事業を行う団体を新設もしくは既存の団体に事業を委託することも検討。</p> <p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>総務省情報流通行政局地域通信振興課 課長補佐 馬宮 和人 / 係長 栗原 涉 電話番号：03-5253-5756 / ファックス：03-5253-5759</p>

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 女性医師等相談事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容) <p>出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、中核市や地域医師会などにおいて、受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言等を行うための相談員等を雇用するとともに、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。</p> <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果：相談員等の雇用、女性医師等の離職防止や再就業の促進</p> <p>(先行事例) 特になし</p> <p>(期間後の取扱い)</p>
(関係省庁担当者連絡先) <p>厚生労働省医政局医事課 課長補佐 水谷義彦 / 主査 片居木伸幸 電話番号：03-3595-2196 / ファックス：03-3591-9072</p>

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 住所不定者等に対する結核対策推進事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p>
<p>(事業概要)</p>
<p>結核ハイリスク層とされる住所不定者、日雇い労働者等が多い地域において、服薬支援(DOTS)、結核健診の受診勧奨、結核に関する正しい知識の普及啓発等を行う事業 (具体的内容)</p>
<p>1. 都道府県、政令市、特別区において、住所不定者、離職者、雇い止めされた労働者等を雇い上げ、結核の基礎知識、感染予防や服薬支援の方法等を修得するため、保健師等による研修を実施(2～3日程度)。 2. 研修修了者を保健所に配置し、結核ハイリスク層とされる住所不定者、日雇い労働者等が多い地域(公園、簡易宿泊施設、建設現場、ネットカフェ等)に出向き、保健師等の指示に基づき、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治療の中途脱落を防止し、治療成功率の向上、多剤耐性結核菌の発生予防及びまん延防止を図るため、退院後の結核患者に対して、地域における定期的な服薬支援(DOTS)を実施 ・ 結核患者の早期発見のため、健診車を活用した結核健診等の受診勧奨 ・ 治療終了者に対する経過観察のための管理検診の受診勧奨 ・ 結核に関する正しい知識の普及を図るため、パンフレットやポケットティッシュを配布等 </p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果： 結核患者の早期発見、治療の完遂、多剤耐性結核菌の発生予防及びまん延防止、結核に関する正しい知識の普及啓発等、結核対策上特に問題となっている地域における結核対策の向上が図られ、結核患者の減少につながる。また、当該事業により雇用された者の健康増進にも寄与する。</p>
<p>(先行事例) 各都道府県・政令市・特別区において、国庫補助金(結核対策特別促進事業)により実施している住所不定者等に対するDOTS事業、結核健診事業等</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省健康局結核感染症課 課長補佐 江浪武志 / 係長 大鶴友博 電話番号：03-3595-2257 (直通) / ファックス：03-3581-6251</p>

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 予防接種勸奨推進プラン</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容)</p>
<p>麻しんの流行阻止の目標達成のためには高水準の予防接種率が不可欠であることから、市区町村が麻しんの接種対象である地域住民に対し、積極的な接種勸奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻しんの第3期・第4期の定期予防接種に関して、平成20年度における接種対象者(第3期：平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生誕の者、第4期：平成2年4月2日から平成3年4月1日までに生誕の者)のうち、接種期限(平成21年3月31日)までに、未だ接種を終わっていない者に対する接種案内・接種アプローチを実施。 未接種者の自宅に電話連絡の上、接種の案内と接種の実施を勧める。 市区町村管内において、学業及びそれに派生する分野を主目的としたイベント(競技会等)及び年度末にかかる進級・進学等に関連する行事(合格発表の場、進級・進学説明会等)において、接種対象となる年齢層が重点的に集まる場へ赴き、接種への理解を促し、未接種の場合には勸奨するためにパンフレットなどを配布する。 事前研修については、医療・制度面の十分な理解のため、地域医師会、小児科医の関係団体等と連携し、実施する。 <p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、市町村の自由設計。 直接対面業務に携わる者については、自治体業務との関係性を明瞭に示すことが可能な証明書等を携行させる。 人的資質については、オペレーション業務、販売業務等、対人業務経験がある者が望ましい。 地域のハローワークと連携し、対人サービス関連業務を希望する者のうち、雇い止めされた派遣労働者等をできる限り優先的に採用する。 <p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、管内市区町村に対し、地域の実情を考慮した、より具体的なモデルを示すとともに、先行・成功事例については、他市区町村に迅速に情報提供する。 <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p> <p>(期待される効果) 定性的効果</p> <p>麻しんの第3期及び第4期の予防接種の対象者であって、学校以外に有効な情報提供の場がなかったために情報が浸透しなかった者に、情報提供をする場を新たに設けられ、麻しんの予防接種率の向上が期待できる。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省健康局結核感染症課 課長補佐 山田隆雄 / 係長 草柳秀雄

電話番号：03-5253-1111 (内線：2377, 2383) / ファックス：03-3581-6251

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 健康運動指導士、健康運動実践指導者の就業助成事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p>
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康運動指導士及び健康運動実践指導者は、健康づくりのための運動指導者であり、生涯を通じた国民の健康づくりを図る上で重要な役割を果たしている。また、国民が運動する場として、健康増進施設をはじめとするフィットネスクラブの果たす役割も重要と考えられるところである。 ・そのため、健康運動指導士又は健康運動実践指導者を新たに採用する健康増進施設等に、人件費助成を実施する。 ・少なくとも6ヵ月以上雇用することを条件とする。 <p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果：運動習慣が身に付いている者は、国民の3割未満であり、健康日本21の目標を大幅に下回っているところ。本事業を通じて運動面における指導の担い手が増加することにより、国民の健康づくりが推進される。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室 室長補佐 山本晃嗣 / 主査 高橋香苗 電話番号：03-5253-1111 / ファックス：03-3502-3099</p>

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 地域子育て支援雇用促進事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等の応募者に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積む機会を用意。 ・ その後、急速に需要が増えている子育て支援分野で活躍してもらうもの。 ※ 実施機関（市町村、都道府県又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人）が、応募者と受入事業所の情報管理、受入事業所に対する助成（＝給与費となる）、実務経歴後の雇入れ先となる市町村や事業所の情報収集等を担当。 <p>① 離職者等の応募者が、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、当該事業所の従事者の指導の下、1年間程度、補助業務に従事。</p> <p>② 事業所より、給料支給。</p> <p>※事業所に対しては、実施機関が、指導の支援のため、給料相当額の一部を助成。</p> <p>③ 1年後、当該事業所又は他事業所へ就職。</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職者等にとって、収入を得ながら実務経験をj得る機会を得られる。 ・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保が難しい子育て支援分野の人材育成・人材確保につながる。 ・ 子育て支援の事業所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自事業所の人材確保に資する。
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2813</p>

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) なじみの場所での預かり事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： ・ 一時預かり事業の量の拡充が十分でない中、身近ななじみの場所で、なじみのスタッフに子どもを預けることができる場を設けることにより、子育ての負担軽減等を図る。 (先行事例) 多数あり
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 出産・子育て応援ヘルパー事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> 実施機関 (市町村又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人) において、離職者等の応募者を、研修 (労働者の必要に応じて自治体の判断により研修の要否を判断) 及び雇用。 <ul style="list-style-type: none"> それらの者が、 <ul style="list-style-type: none"> 産前産後で家事援助や見守り等が必要な者 母子家庭等で一時的にベビーシッターが必要な者 等の自宅を訪問し、家事援助、子どもの預かり等を実施。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし。
(期待される効果) 定性的効果： <ul style="list-style-type: none"> 公的支援が少ない出産期 (産前産後) の支援を拡充する。 離職者等にとって、収入を得ながら実務経験を得る機会を得られる。 (先行事例) 杉並区「産前・産後支援ヘルパー事業」 北区「産前産後支援・育児支援ヘルパー事業」
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓 電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313

(関連分野)
介護・子育て・医療

(事業の名称)
多様な子育て支援人材の養成研修事業

(関係省庁名)
厚生労働省

事業の概要

(事業内容)

- ・ 子どもの預かり等多様な子育て支援を促進するため、市町村において、そうした多様な子育て支援を担う人材の養成に関する研修を実施するためのコーディネーターを設ける。
- ・ 当該コーディネーターは、子育て支援施設、専門職養成校等と連携し、講師の派遣や研修場所の提供等を要請するなど研修事業のコーディネートを行う。
- ・ 地元のアロウワーク、子育て支援施設、専門職養成校と連携体制を組み、離職者、雇止めされた派遣労働者等未経験者への研修を雇用下で行う。

(設備・人員等の基準)

- ・ 市町村の自由設計

(利用者の規模)

- ・ 市町村の自由設計

(利用料)

- ・ 市町村の自由設計

(委託費水準)

- ・ 市町村の自由設計

(関係者の役割)

- ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など
- ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など
- ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
特になし

(期待される効果)

定性的効果：

- ① 地域における子育て支援人材の充実：地域における子育て支援人材が充実し、地域の子育て支援体制も充実する。
- ② 離職者等の現場訓練（OJT）：事業での就業を通じ、子育て分野のキャリアアップ

ゾを支援する場とする。

③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地元のNPO法人、民間企業団体等に運営委託。

(先行事例)

東京都多摩市「子育て支援人材育成研修」等

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p>
<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的に困難な状況にある女性や育児等を理由として退職し再就職を希望する女性を支援するために、 <ol style="list-style-type: none"> ① 求人探し方、面接のノウハウ等再就職活動に向けた実践的な内容の講座の開催 ② インタビュングの実施 ③ カウンセラー等による個別の就業相談 等を実施することにより、働くことへの不安感を取り除くとともに再就職に向けて必要な情報を提供するなど、再就職支援事業を行う。 ・ インタビュングの場の提供やカウンセラーの確保等を行うなど、ハローワーク（又はバズハローワーク）や、経済団体等関係団体との連携を図り、離職者等をスタッフとして雇用する。
<p>(設備・人員等の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計
<p>(利用者の規模)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計
<p>(利用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計
<p>(委託費水準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の自由設計
<p>(関係者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村：実施主体（運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など ・ 都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など ・ 国：事業運営全般に関する相談・助言
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：</p>

- ① 地域の女性の再就職に対するきめ細やかな対応：経済的に困難な状況にあり再就職を希望する女性等に対するきめ細やかな対応が可能になる。
- ② 地域の女性の再就職促進：セミナーの受講後など、様々な分野への再就職を促進する場とする。
- ③ 地域に密着した運営：市町村が設置し、地域の女性センター、NPO法人等に運営委託。

(先行事例)

とやま女性のチャレンジ総合支援事業（富山県）等

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長補佐 山口正行 / 係長 進士順和
電話番号：03-3595-3274 / ファックス：03-3502-6763

(関連分野)
介護・子育て・医療

(事業の名称)
児童虐待防止協力員 (応援員) 確保事業

(関係省庁名)
厚生労働省

事業の概要

(事業内容)

児童虐待防止対策に関連する事業における様々な場面において、円滑な事業実施に資するため、地域の実情に応じて臨時に協力員 (応援員) の確保又は事業の委託等を行う事業。

[都道府県レベルで実施する事業例]

- 児童相談所において、相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業
- 一時保護所において、保護件数の増加に対応するための指導員の確保や、虐待を受けた児童と非行児童子どもの抱える問題に対応した個別対応等を行うための協力員の配置を行う事業

[市町村レベルで実施する事業例]

- 市町村において、児童家庭相談件数の増加に対応するための相談員を確保する事業
- 要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の新規立上げ時や強化促進を図る必要があり、人材確保が必要な時期に、専門性向上のための研修等を行うスーパーバイザーの配置や事務補助員の配置を行う事業 (委託での実施も可能。都道府県に配置し、広域で事業を行うことも可能。)

[民間企業等で実施する事業例]

- 地方自治体がNPO法人、社会福祉法人等に対して、児童虐待防止対策に関する周知・啓発や電話相談等を委託する事業 (委託先において、必要な研修の実施も期待される。)

(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし

(期待される効果)

定性的効果:

- ① 地域の実情等に応じた柔軟な支援体制が確保される。
- ② 児童虐待防止対策事業に資する人材の養成 (実務経験) の場となる。
- ③ 民間団体等への事業の委託により、地域における児童虐待防止への理解・啓発につながる。

(先行事例)

各自自治体において、一時保護所に協力員の配置等を行っている。
地域によっては、児童虐待防止対策の周知・啓発や電話相談等を行っている団体がある。

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 千正康裕 / 係長 西浦啓子
電話番号：03-3595-2166 / ファックス：03-3595-2668

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 児童養護施設等の支援向上事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容) ○ 児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、補助職員を雇用し、学習やスポーツなどのケアの補助業務、調理補助業務、運転業務など施設の運営に関わる業務を行い、施設の運営体制の充実を図る。 (設備・人員等の基準) 都道府県の自由設計 (利用者の規模) 都道府県の自由設計 (利用料) 都道府県の自由設計 (委託費水準) 都道府県の自由設計
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果： ・ 都道府県や施設によって、人材確保により児童へのケアの向上に繋がる
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐 都甲太 / 係長 河尻恵 電話番号：03-3595-2504 / ファックス：03-3595-2663

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容) 母子家庭等の就業・自立を促進するため、都道府県や市等において、母子家庭の母等の働きやすい環境の整備や職場開拓等に資する事業として以下のような取組を行う事業。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業を訪問する訪問員を雇用し、在宅ワーク等の母子家庭の母に適した業務を開拓する。 ・職業訓練や求職活動中の母子家庭の母等の子を預かる託児サービス提供する。 ・各種支援施策や企業ニーズについて関係者間での情報共有を図り、効果的な自立支援を行うため、福祉、労働、企業関係者による協議会を設置・開催する。 ・自宅に引きこもる等地域との繋がりが絶たれている母子家庭等を訪問し、個別相談を行うとともに、地域交流会の開催、就業に向けた教育訓練の斡旋等により、段階を経て自立に向けた支援を行う。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果： 地域のニーズを踏まえつつ、母子家庭の母等の働きやすい環境の整備等を進めるとともに、職場開拓等を行うことにより就業・自立を促進する。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 課長補佐 堀内宏秋 / 係長 花山亮 電話番号：03-3595-2504 / ファックス：03-3595-2663</p>

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 刑務所出所者等の日常生活支援事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 (事業内容) ○ 平成21年度予算(案)において、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の社会復帰支援のため、地域生活定着支援センター(仮称)を設置することとしている。 ○ これにより、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等は、出所後、地域のグループホームや福祉施設等において地域生活を開始することとなる。 ○ 地域生活開始後は、保護観察所や地域生活定着支援センター(仮称)の関与は少なくとも帰りのための日常生活の支援や相談を行い、不安を取り除く必要がある。 ○ このため、市町村がグループホームや福祉施設を運営する社会福祉法人やNPO法人に委託し、日常生活の支援を行う職員を雇用するとともに地域生活に必要な環境づくりを行う。 ○ また、医療を必要とする刑務所出所者等の地域社会での安定した生活に資するよう、医療体制の充実も図る。 (実施主体) 都道府県による直接実施又は都道府県が刑務所出所者等を受け入れた社会福祉法人やNPO法人等に委託
(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果：刑務所出所者等が地域において安定的に生活を営むことが可能となる。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 高倉恵子 / 係長 村野伸介 電話番号：03-3595-2612 / ファックス：03-3503-3099

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 生活保護制度円滑実施支援事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要 (事業概要) 最近の雇用情勢の悪化によって、生活保護受給者は増加傾向を示しており、今後も一層その傾向が続くことが見込まれる。これに伴う福祉事務所における生活保護に係る事務量の増加に対応するため、各自治体において、生活保護関係事務を補助するための非常勤職員を雇い上げるもの。
(事業内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護の適用に際して実施する金融機関等関係先調査の事務補助 ・ 生活保護受給者の保護台帳やケース記録の整理 ・ 生活保護受給者に係る医療レセプト、介護レセプトの整理及び資格審査 ・ その他、各福祉事務所において必要とされる業務 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし
(期待される効果) 定性的効果：生活保護制度の円滑な実施に資する。
(先行事例) 特になし
(期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省社会・援護局保護課 課長補佐 金井正人 / 予算係長 猪狩勝三 電話番号：03-3595-2613 / ファックス：03-3592-5934

(関連分野)
介護・子育て・医療

(事業の名称)
障害者地域生活サポート事業

(関係省庁名)
厚生労働省

事業の概要

(事業内容)

① 障害者本人へのサポート

○ 障害者の相談支援等を充実させるために、障害者支援アシスタントを雇用する。
(例えば発達障害の場合、発達障害者支援センター等において当該アシスタントを雇用することが考えられる。)

○ 障害者支援アシスタントは、

- ・ 障害者に対して確実に相談支援が提供できるよう、情報の収集や書類の作成の補助を行う。
- ・ 障害者の実態調査や支援ニーズ調査の補助を行う。

(関係者の役割)

・ 市町村：連携体制の構築、アシスタントの雇用など

・ 都道府県：市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など

・ 国：事業運営全般に関する相談・助言、調査項目作成等

② 家族へのサポート

○ 精神障害者等が在宅で不安定な状態になった場合に、当事者が利用するサービスはあるが、障害特性により当事者が福祉サービスや医療受診を希望せず、家族として困難な状況に陥るが、措置入院等の強制的な入院とするまでには至らない状態が起こりうる。

この際、家族については、障害者自立支援法の福祉サービスの利用はできず、一時的に回避するための場所がない状態となっており、当事者の不安定な状態が収まるまでの短期的な憩いの場を提供することにより家族、当事者双方の支援を行うものとする。

(関係者の役割)

- ・ 都道府県：実施主体（施設や設備の整備、運営委託先の選定・監督）、連携体制の構築など
- ・ 国：事業運営全般やガイドライン作成等に関する相談・助言など

(事業展開に必要な事項・規制緩和など)
特になし

(期待される効果)

①障害者サポート事業
定性的効果

- ・ 希望する全ての障害者に対して、相談支援の機会を保障できるようになる。
- ・ 発達障害者等の実態が把握され、研究や施策の基礎的なデータが確立する。

②家族サポート事業
定性的効果

- ・ 精神障害者等の地域移行の促進：長期入院していた精神障害者等を含む在宅精神障害者等の家族が安心して自宅等に退院し、地域定着を支援し、精神障害者等の地域移行を促進する。
- ・ 離職者等の現場訓練（OJT）の場合：雇用された離職者等が施設において精神保健福祉士とともに家族や精神障害者等への支援を行うことによりキャリアアップを支援するとともに、福祉分野への継続雇用につながる。
- ・ 地域に密着した運営：都道府県が設置し、地元の相談支援事業者やNPO法人、民間企業等に運営委託。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課 専門官 日詰正文 / 係長 木下博詞
電話番号：03-3595-2307 (直通) / ファックス：03-3593-2008

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 高齢者等への生活支援活動等を行う事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 (事業内容)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者等(要介護・要支援認定を受けていない者を含む)への生活支援活動等(買い物代行、外出への同行・送迎、安否確認、緊急通報装置の設置及び対応、困りごと相談、住宅・庭の維持管理、雪かき、配食、寝具乾燥、地域サロン、福祉台帳整備等介護保険外のサービス・事業)を実施する。 ・ハローワーク等関係機関と連携し、離職者・雇止めされた派遣労働者等未経験者を職員として1年程度雇用する。 －訪問介護員等として就業することを目的として雇用期間中にヘルパー2級、介護職員基礎研修等を希望する職員については、研修費用の助成等の支援を行うことができる。 －雇用期間終了後は、当該事業所で雇用又はハローワーク等により福祉・介護分野への就職を斡旋する。 ・在宅高齢者等のニーズの把握に当たっては、関係機関と密接に連携する。
<p>(人員等の基準) ・市町村の自由設計。</p>
<p>(利用料) ・市町村の自由設計。</p>
<p>(委託費水準) ・市町村の自由設計。</p>
<p>(関係者の役割) ・市町村：実施主体(運営委託先の選定・監督)、連携体制の構築 ・都道府県：都道府県基金からの市町村への助成、市町村への全般的な相談・助言、連携体制の構築など ・国：事業運営全般に関する相談・助言など</p>
<p>(事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果</p>
<p>① 高齢者等の介護保険外サービスに対するニーズに対応できる。</p>

<p>② 介護保険給付対象外とされているサービスを提供することにより、介護保険外のマーケットが拡大する。</p> <p>③ 訪問介護員等として就業することを希望する職員が、ヘルパー2級、介護職員基礎研修等の資格を取得することにより、介護の担い手が拡大する。</p> <p>④ 市町村が設置し、既存の事業所等に運営を委託するため、地域に密着した事業運営が可能となる。</p> <p>⑤ 緊急経済対策等の財源を活用することにより、スピード感のある対応が可能となる。</p>
<p>(先行事例)</p> <p>市町村の特別給付、地域支援事業、市町村単独事業</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>厚生労働省老健局振興課 課長補佐 日野カ 電話番号：03-3595-2889 (直通) 3980 (内線) / ファックス：03-3503-7894</p>

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 特定健診・特定保健指導従事者拡大事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要 現在就業していない潜在保健師、管理栄養士の雇用を促進し、もって特定健診・特定保健指導実施機関の体制の拡充を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 過去1年以上就業していない潜在保健師、管理栄養士を採用した民間の実施機関に対する支援 新規に採用された保健師等が、保健指導プログラムの研修を雇用開始の前後で利用した場合の、採用した実施機関に対する補助の上乗せ (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：① 手厚い健診・保健指導体制の実現 ② ①を通じたきめ細やかな健診・保健指導の実現 ③ ②を通じたメタボリックシンドローム該当者・予備群の減少 ④ ③を通じた生活習慣病罹患者の減少による医療費の適正化</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い) (関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室 室長補佐 横山玄 係長 岡野 和薫 電話番号：03-3595-2164 / ファックス：03-3504-1210</p>

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 厚生農業協同組合連合会における病院内でのベッドメイク等の看護補助業務について支援する事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容) 厚生農業協同組合連合会が運営する病院において、ベッドメイクや汚物処理、患者の移動介助等の看護補助業務を行う人員を雇い入れ、看護師の業務負担を軽減するとともに患者サービスの質の向上を図る事業。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし (期待される効果) 定性的効果：看護師の業務負担の軽減、患者サービスの質の向上 (先行事例) 特になし (期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省経営局協同組織課 課長補佐 熊谷／係長 宮本 電話番号：03-3502-6800 / ファックス：03-3502-8082

(関連分野) 介護・子育て・医療
(事業の名称) 厚生農業協同組合連合会の運営する病院において、患者の病態に応じた栄養管理に基づく調理を行い、食事を提供する院内給食業務の支援を行う事業
(関係省庁名) 厚生労働省
事業の概要
(事業内容) 厚生農業協同組合連合会の運営する病院において、患者の病態に応じた栄養管理に基づく調理を行い、食事を提供する院内給食業務を行うため、管理栄養士や調理師の補助を行う人員を雇い入れ、管理栄養士や調理師の業務負担を軽減するとともに患者サービスの質の向上を図る事業。 (事業展開に必要な事項・規制緩和など) 特になし (期待される効果) 定性的効果：管理栄養士や調理師の業務負担の軽減、患者サービスの質の向上 (先行事例) 特になし (期間後の取扱い)
(関係省庁担当者連絡先) 農林水産省経営局協同組織課 課長補佐 熊谷／係長 宮本 電話番号：03-3502-6800 / ファックス：03-3502-8082